

スターワンドクターズローン 契約同意内容

株式会社東京スター銀行御中

私（借主）は、本契約と同時に電子的交付を受けた「多目的ローン規定」を承認のうえ、株式会社東京スター銀行（以下「銀行」といいます。）から下記借入要項のとおり金銭を借り受けるものとします。私（借主）は、本契約と同時に電子的交付を受けた「スターワンドクターズローン補足説明書（多目的ローン）」を良く読み、内容を十分理解しています。なお、私（借主）は下記借入金を事業の用に供しないことを確認します。

また、私（借主）は、本契約同意内容による借入の契約に際し、本契約と同時に電子的交付を受けた「個人情報の取り扱いについて（株式会社東京スター銀行）」の内容を確認し、これに同意します。

受付番号	
案件番号	
商品名	
借主氏名	
借主住所	
生年月日	

返済用預金口座

店番号	
口座番号	
預金種類	

【借入要項】

1.借入金額	〇〇万円
2.毎月返済部分	〇〇万円
3.半年毎返済部分	〇〇万円
4.契約日兼融資実行日	銀行が指定する日。ただし、融資実行に必要な借主による手続（銀行所定の手続とします）が完了しない場合には、銀行は指定した契約日兼融資実行日を変更する場合があります。また、契約日兼融資実行日までの間に本契約と同時に電子的交付を受けた多目的ローン規定第4条各号に該当する事象があった場合には、銀行は本契約によるいかなる取引も行わないことができるものとします。
5.契約期間	〇〇年
6.返済休暇期間設定	あり or なし
7.当初の金利	〇〇%
8.初回金利変更日	第〇〇〇回返済日
9.調整幅	〇〇%
10.団体信用生命保険	団体信用生命付帯（ワイド団信） or がん保障特約付帯団体信用生命保険付帯 or 生活習慣病団体信用生命保険付帯 or 付帯なし
11.基準金利の定義	スターワン住宅ローン基準金利(変動金利型)
12.返済日	(毎月返済部分) 初回返済日以降、1ヵ月ごとの応当日 (半年毎返済部分) 半年毎返済部分の初回返済日以降、6ヵ月ごとの応当日
13.半年毎返済部分の初回返済日	YYYY年MM月DD日
14.初回返済日	YYYY年MM月26日 初回返済日は、融資実行日より後、最初に到来する26日とします。
15.最終返済日	YYYY年MM月DD日 ただし、本要項第19項に係る指定により最終返済日が繰り延べされた場合は繰り延べ後の最終となる返済日
16.契約期日	YYYY年MM月DD日
17.各返済日に返済すべき元金	(1)元金の支払いは、最終返済日（本要項第15項参照）を完済日とする元金均等月賦返済（元金均等半年賦併用可）となります。 (2)銀行は、毎月返済部分、半年毎返済部分それぞれについて、各返済日に返済すべき元本返済額（以下「確定元本返済額」という。）を、次の方法で決定し、各返済日までに通知します。ただし、半年毎返済部分の返済日における元本返済額については、毎月返済部分と半年毎返済部分の確定元本返済額の合計額をもって通知するものとします。確定元本返済額は、金利変更日においてのみ変更され、金利の変更の有無にかかわらず同一の方法で新たに算出されます。 ①銀行は、当初融資実行日または金利変更日において、その時点で各返済日の元金均等返済額を算出します。その際には当初融資実行日・金利変更日における金利を用います。 ②前①により算出された各返済日の元金均等返済額の内訳である元本返済額が、次の金利変更日までの各返済日における確定元本返済額となります。 (3)前②にかかわらず、各返済日に現実に支払う必要がある元金金額（約定返済額）は次の①と②の合計額となります。なお、半年毎返済部分の返済日には、毎月返済部分の①と②、半年毎返済部分の①と②をすべて合計した金額となります。 ①利息額：毎月返済部分、半年毎返済部分のそれぞれについて、直前の返済日（初回返済日においては融資実行日。以下同じ。）から当該返済日の前日までの期間について、直前の返済日における元本残高と金利に基づき、1年を360日とする日割り計算により算出した金額。 ②元本額：前②により算出される当該返済日に対応する確定元本返済額
18.初回金利変更日以降の利率見直し	(1)本借入に対する適用利率（以下「金利」という）は、融資実行日から初回金利変更日（本要項第8項参照）までの間は、当初の金利（本要項第7項参照）、初回金利変更日以降は、基準金利の変更に伴い初回金利変更日以降6ヵ月ごとの応当日（以下「金利変更日」という）に変更される金利とします。 (2)初回金利変更日以降の金利は、各金利変更日における基準金利（本要項第11項参照）に調整幅（本要項第9項参照）を加えた金利となります。銀行は、各金利変更日後遅滞なく、変更後の利率、返済額に占める元本および利息額の割合等を書面等で借主に通知します。
19.返済休暇指定	(1)本要項第17項(2)にかかわらず、以下の条件に従い、銀行所定の方法により将来の一定期間（以下「返済休暇期間」という）における返済日の毎月返済部分に係る確定元本返済額と半年毎返済部分に係る確定元本返済額の双方についてそれぞれ一定額を減額すること（以下「返済休暇指定」という）ができます。なお、返済休暇指定は契約期間内において複数回にわたって行うことができます。 ①返済休暇期間設定（本要項第6項参照）において「あり」を選択した場合、返済休暇期間における返済回数は、最終返済日の翌日から契約期日までの期間における返済回数を超えないものとし、かつ、通算して72回を超えないものとします。 ②各返済休暇指定においては、毎月返済部分、半年毎返済部分のそれぞれについて、1円以上かつ、指定する返済休暇期間における最初の返済日の直前の返済日における確定元本返済額を超えない範囲の一定額を確定元本返済額として指定できます。 ③各返済休暇指定において、返済休暇期間は、返済休暇指定を行う日以降最初に到来する返済日を含む連続した期間とします。 ④最終返済日もしくは半年毎返済部分における最終の返済日に対して返済休暇指定が及ぶ場合、最終返済日もしくは半年毎返済部分における最終の返済日が返済休暇期間中に到来する場合には、返済休暇指定の内容にかかわらず当該最終返済日もしくは半年毎返済部分における最終の返済日の確定元本返済額は毎月返済部分もしくは半年毎返済部分の当日の借入残高全額となります。 (2)本要項第17項(2)にかかわらず、銀行は、返済休暇指定がされた時点で、以下の条件に従い返済休暇期間後の期間における元金均等返済額および当該期間における各返済日の確定元本返済額をあらかじめ算出します。 ①最終返済日（本要項第15項参照）は、返済休暇期間と同期間だけ繰り延べられます。ただし、繰り延べられた返済日が契約期日（本要項第16項参照）を超える場合は契約期日を最終返済日とする繰り延べとなり、その場合は返済休暇期間よりも短い期間の繰り延べとなります。 ②返済休暇期間後の期間について、返済休暇期間経過時点の毎月返済部分、半年毎返済部分それぞれの予定債務残高と返済休暇指定がされた時点の金利を用いて元金均等返済額を算出し、本要項第17項(2)に準じて各返済日の確定元本返済額を算出します。 ③前①にかかわらず、前②において算出された毎月返済部分の元金均等返済額が5,000円を下回る場合には、元金均等返済額が5,000円以上になるまで繰り延べられる期間が調整され、その場合には返済休暇期間よりも短い期間の繰り延べとなります。 (3)返済休暇期間における各返済日の確定元本返済額は、返済休暇指定後に到来する金利変更日、および規定第2条の一部繰上返済が行われた場合に行われる返済額見直しにおいても変更されません。 (4)借主は、返済休暇期間のうち未到来の期間についての返済休暇指定を、当該期間における最初の返済日の直前の返済日経過後当該期間における最初の返済日の前営業日までに、銀行所定の方法で解除することができます。その場合、前(2)①で繰り延べられた最終返済日はもとに戻らないものとします。なお、本要項第17項(2)にかかわらず、銀行は、返済休暇指定の解除がされた時点で、返済休暇指定の解除後の期間について、解除時点の毎月返済部分、半年毎返済部分それぞれの債務残高と金利を用いて元金均等返済額を算出し、前項17(2)に準じて各返済日の確定元本返済額を算出します。
20.損害金	元金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し年率14.0%（1年を365日として、日割で計算する。円未満は切り捨て。）の損害金を支払います。
21.事務手数料	本契約の締結にかかる事務手数料は、銀行所定の金額とし、契約日兼融資実行日に支払うものとします。

多目的ローン規定

第1条 (元金返済等の自動支払)

- 銀行は、各返済日(返済日が銀行の休日の場合は、その日の翌営業日。以下同じ。)に、預金規定にかかわらず払戻請求書によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、元金返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
- 各返済日において支払うべき損害金がある場合には、銀行は、元金返済額と当該損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができます。

第2条 (繰上返済)

- 繰上返済の種類は、全額繰上返済(未払利息や遅延損害金を含む債務全額を返済する)、期間短縮型一部繰上返済(元金等返済額を変更せず、返済期間を短縮する)、または、返済額軽減型一部繰上返済(返済期間を変更せず、元利均等返済額を変更する)とします。
- 一部繰上返済の場合、繰上返済できる金額は、銀行所定の範囲内の任意の金額とします。
- 繰上返済をする場合には、銀行所定の繰上返済手数料を支払います。
- 一部繰上返済をする場合、繰上返済日に未払利息または遅延損害金があるときは、遅延損害金は繰上返済日、未払利息は繰上返済日以降最初に到来する返済日に、当該返済日に返済すべき元金に加えて返済するものとします。

第3条 (利率の変更)

本借入に適用される金利は、借入要項に定める方法により見直しがなされ、次の見直しの時期までの間に適用される新金利が決定されますが、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、借入要項に定める「基準金利の定義」を合理的と判断される他の金利のものに変更することができます。銀行は、変更後速やかに借主に対して書面により変更内容を通知します。

第4条 (期限前の全額返済義務)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、銀行から通知催告等がなくても、本借入債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済します。
 - 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは特定調停の申立があったとき。
 - 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
 - 本借入債務の約定に基づく返済を遅延し、次の返済日までに返済しなかったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、本借入債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済します。
 - 借主が、本借入債務以外の他の銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき。
 - 借主が第11条の規定に違反したとき。
 - 本契約に関し、借主が銀行に虚偽の届出、資料提供または報告をしたことが銀行において判明したとき。
 - 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第5条 (差引計算)

- 銀行は、本借入債務のうち弁済日が到来した債務または前条によって返済すべき債務と、借主の銀行に対する預金等の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらずいつでも相殺することができます。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は、事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わって諸預け金の払戻しを受け、本借入債務の弁済に充当することができます。
- 前各項によって差引計算をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を差引計算実行の日までとし、利率、料率については銀行の定めによるものとし、また外国為替相場については銀行の差引計算実行時の相場が適用されます。

第6条 (借主からの相殺)

- 借主は、本借入債務の期限が未到来であっても、本借入債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、相殺することができます。
- 本条によって相殺をする場合には、借主は、繰上返済に準じるものとして所定の繰上返済手数料を銀行に対して支払います(相殺に用いられる預金(自働債権)の預金規定に定められている「保険事故発生時における預金者からの相殺」に関する条項(またはこれに準ずる条項)に基づく相殺の場合を除く)。

第7条 (債務の返済等にあてる順序)

- 銀行から相殺する場合に、本借入債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の理由等により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べません。
- 借主から相殺をする場合に、本借入債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主は、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務との相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べません。
- 借主の銀行に対する債務の一つでも返済の遅延が生じている場合等において、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあると銀行が判断したときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定にたいして異議を述べません。
- 第2項なお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来した債務とします。

第8条 (代り証書等の差し入れ)

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類(電磁的記録によるものを含むものとします。)が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等(電磁的記録によるものを含むものとします。)を差し入れるものとします。

第9条 (本人確認方法)

- 本契約の締結または届出・契約事項の変更、解約等の銀行所定の手続きを行う場合、借主は本人確認のため、銀行の求めに応じ、所定の書面に署名するとともに、銀行所定の借主本人であることを確認できる資料(以下「本人確認資料」といいます。)を提示または提出(以下「提示等」といいます。)するものとします。ただし、借主が銀行に他の取引に関して印鑑を届け出ている場合には、銀行の認める手続きに限り、本人確認資料の提示等に代えて、銀行所定の書面に届出印鑑を押印することにより手続きを行うことができるものとします。
- 銀行は、前項の手続の全部または一部につき、電話その他の借主と直接対面しない方法により行うことができるものとし、かかる手続きにおいて、銀行は、銀行所定の事項の入力、聴取等により、相手方が借主本人であることを確認を行うことができるものとします。
- 銀行が前2項の本人確認を相当の注意を持って取り扱ったときは、書類の偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第10条 (諸費用の支払い方法)

本契約に基づく取引にかかる印紙代その他一切の費用について、銀行は預金規定に関わらず、銀行所定の日に払戻請求書によらず返済用預金口座から自動引落し、あるいは借入金から差し引きのうえ支払に充当することができるものとします。

第11条 (届出事項)

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届けた事項に変更があったときは、借主は、直ちに銀行所定の方法で届け出るものとします。
- 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第12条 (成年後見人等の届出)

- 借主は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて書面によって届出します。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様に届出します。
- 借主は、任意後見契約に基づき任意後見人を選任したとき、または家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を、それを証する書面を添えて書面によって届出します。

- すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合または任意後見人および任意後見監督人の選任がなされている場合にも、借主は、前2項と同様に届け出るものとします。
- 前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも、借主は、同様に届出します。
- 前各項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第13条（債権譲渡）

- 借主は、銀行が将来本契約による貸付債権を他の金融機関等に譲渡（信託を含む）することおよび銀行が譲渡した債権を再び譲りうけることをあらかじめ承諾します。この場合、借主に対する通知を省略することができます。
- 前項により債権が譲渡された場合、銀行は、譲渡した債権に関し、譲受人（信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。借主は、銀行に対し、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、銀行は、これを譲受人に交付するものとします。ただし、譲受人との約定によって、銀行が代理人の地位から脱退する場合があります。

第14条（報告および調査）

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主の信用状態について銀行が調査に必要と認める資料を提供し、もしくは報告をなし、またはこれらに関する銀行の調査に必要な便益を提供します。
- 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたときまたは生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくとも遅滞なく報告します。

第15条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店を管轄する裁判所を、第一審の合意管轄裁判所とします。

第16条（個人信用情報機関への登録等）

- 借主は下記の個人情報（その履歴を含む）が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則第13条6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限り。）のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（ご本人への郵便不着の有無等を含みます。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、破産申立、強制回収手続、債権譲渡、解約、完済等の事実を含みます。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申し込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- 借主は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と連携する個人信用情報機関の加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行では行えません。）

①銀行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
TEL 03-3214-5020
(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>
TEL 0570-055-955

②同機関と提携する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構および(株)シー・アイ・シーは、相互に提携しております。
(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>
TEL 0120-810-414

第17条（管理・回収業務の委託）

銀行は、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣により営業許可を受けた債権回収会社に対して、本契約による貸付債権の管理・回収業務を委託できるものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第19条（第三者弁済）

銀行は、第三者による弁済申出があった場合には、借主の意思に反しない弁済として取り扱うことができるものとします。

第20条（団体信用生命保険）

- 借主が本取引に関して団体信用生命保険の付保を希望する場合は、銀行が指定する生命保険会社との間に締結された団体信用生命保険に加入するものとします。この場合、銀行を保険契約者、借主を被保険者とし、保険金受取人は銀行とします。また、生命保険契約は本借入債務相当額とし、保険料は銀行の負担とします。
- 生命保険に関する細目は、銀行と生命保険会社との間の生命保険契約の定めるところにしたがい、借主は、保険事故発生の場合はすみやかに所定の手続きをとります。

3. 銀行は、保険事故の発生により保険金を受領したときは、本借入債務の期限のいかんにかかわらずその返済に充当するものとします。
4. 保険契約に加入する際の告知義務違反、保険契約の免責条項に該当する場合などで保険金が支払われない場合には、前項の限りではありません。
- 以上
(2023. 10)

個人情報の取り扱いについて (株式会社東京スター銀行)

私は、貴行に提出する借入申込書、金銭消費貸借契約証書、ローン契約書、手形等債権書類、および本件融資相談や申込時から本件融資契約成立に至るまでの間に、貴行に提出する書面等(電磁的記録によるものを含む)から貴行が取得する個人情報を含む、融資取引(私を連帯保証人とする融資取引を含みます。)およびその審査等に関連して貴行の取得する私の個人情報の取り扱いについて、以下の事項を確認のうえ、以下 1. ないし 5. のとおりの取り扱いとすることに同意します。

なお、上記の同意には、以下の事項に対する同意を含むものとします。

- (1) 後記 2. のとおり、私の個人情報に係る個人データを第三者に提供すること。
- (2) 後記 3. に記載された内容により、貴行が、個人信用情報機関に登録された私の個人情報を利用し、また貴行の取得した私の個人情報を個人信用情報機関に登録し、かつそれらの私の個人情報が当該個人信用情報機関およびこれと連携する個人信用情報機関の加盟会員により利用されること。
- (3) 後記 5. に記載された内容により、貴行が取得した私の個人情報が、信用保証会社に提供されること(信用保証会社と保証委託契約をされる方のみ対象です。)

1. 利用目的

株式会社東京スター銀行(以下「当行」という)はお客さまの個人情報につき、法令等で定める範囲内において、以下の目的で利用いたします。

- (1) 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申し込みの受け付けのため
- (2) 金融商品取引法にもとづく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- (3) 法令等にもとづくご本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (4) 預金取引や融資取引の期日管理等、継続的なお取り引きにおける管理のため
- (5) 融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- (6) 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため
- (7) 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲において第三者に提供するため
- (8) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (9) お客さまとの契約や法律等にもとづく権利の行使や義務の履行のため
- (10) 市場調査、データ分析およびアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究開発のため
- (11) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (12) 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため(取引結果、預り残高等の報告を含みます)
- (13) 各種お取り引きの解約またはお取引解約後の事後管理のため
- (14) 株式会社全銀電子債権ネットワークから委託を受けた業務を遂行するため
- (15) 電子記録債権の円滑な流通の確保のため
- (16) 参加金融機関との与信取引上の判断のため
(参加金融機関とは、株式会社全銀電子債権ネットワークとの間で業務委託契約を締結し、でんさいネットに参加している金融機関をいいます)
- (17) その他、お客さまのお取り引きを適切かつ円滑に履行するため
- (18) 前各号の個人情報の利用目的にかかわらず、個人番号は、以下の目的に限り利用いたします。

- ① 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ② 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- ③ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑤ 財産形成非課税住宅・年金貯蓄申告書等作成事務
- ⑥ 譲渡性預金を譲渡した場合の法定書類作成事務
- ⑦ 預貯金口座付番に関する事務
- ⑧ 災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務
- ⑨ 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務

※ 銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用または第三者提供を行うことはございません。

※ 銀行法施行規則等により、人種、犯罪の経歴、信条、保健医療、門地または本籍地等についての情報その他の特別の非公開情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用または第三者提供を行うことはございません。

※ 取引上の優越的な地位を不当に利用し、与信の条件として、与信事業において取得した個人情報を当該事業以外に利用することを利用目的として同意を得る行為は行いません。お客さまは当該事業以外の利用に係る利用目的を拒否することができます。

ダイレクトメール等の営業案内については、発送の停止等、お客さまのご要望に応じます。

2. 第三者への提供

当行は、お客さまからいただいたお客さまの個人情報に係る個人データを、以下のとおり第三者へ提供いたします。

- (1) 銀行が取得した個人データを当該第三者に提供することが、その取り引きを完遂するために必要な場合。

(例)

- ① お客さまがご利用になる信用保証協会への情報提供
- ② ローン取引に関して、お客さまがご利用になる不動産会社(住宅ローン等)、企業(職域提携ローン等)への情報提供
- ③ 利子補給ローン等をご利用になる場合における、国・公共団体への情報提供
- ④ ローン等に保険を付する場合にお客さまがご利用になる引受保険会社(生命保険会社、損害保険会社)への保険契約申込情報等の提供
- ⑤ ローン取引で、主債務者の委託を受けて保証人となっている信用保証会社、カード会社、消費者金融会社への情報提供
- ⑥ 担保物件評価のための外部不動産鑑定士への情報提供
- ⑦ その他商品サービスの仕組み上、第三者への個人データ提供を当然に前提としている場合、当該第三者への必要な範囲内における情報提供

- (2) その他、以下の場合にも第三者提供がなされます。

- ① ローン等の債権が譲渡・証券化といった方法を用いて他の事業者等に移転する場合で、主債務者および連帯保証人の個人データが当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内において、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用される場合
- ② 債権譲渡等の事前協議やデューデリジェンスにおいて、当該業務遂行の目的に必要な範囲内において、相手先、格付機関、会計事務所等へ情報を提供する場合(結果的に債権譲渡等が行われなかった場合も含みます)
- ③ 連帯保証人への主債務者の債務残高等の情報提供
- ④ 個人情報保護法その他の法令等に照らして必要と判断される場合(監督当局、証券取引等監視委員会および証券取引所への資料提出等を含みます)

3. 個人信用情報機関の利用および情報登録(特定個人情報等は除きます)

- (1) 当行は、お客さまの個人情報に関する個人信用情報機関の利用および情報登録について、以下のとおり取り扱うものとします。

- ① 当行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関にお客さまの個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含みます)が登録されている場合に

は、当行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則第13条6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限り、以下と同じ）のために利用する。

②以下の個人情報（その履歴を含みます）が、当行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と連携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されるものとする。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（ご本人への郵便不着の有無等を含みます）、電話番号、勤務先等の本人情報	以下の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、破産申立、強制回収手続、債権譲渡、解約、完済等の事実を含みます）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認書類の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	ご本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 当行は、当行が加盟する個人信用情報機関において、以下のとおり個人情報保護法にもとづく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法の全面施行（平成17年4月1日）後の契約については、上記(1)に記載の内容を、お客さまに同意いただく対応としております。

①共同利用される個人データの項目

官報に掲載された情報（氏名、住所、破産等の旨、日付等）

②共同利用者の範囲

全国銀行個人信用情報センターの会員および一般社団法人全国銀行協会

(注) 全国銀行個人信用情報センターは一般社団法人全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は以下のとおりです。

(a) 一般社団法人全国銀行協会の正会員

(b) 上記(a)以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関

(c) 政府関係金融機関またはこれに準ずるもの

(d) 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)にもとづいて設立された信用保証協会

(e) 個人に関する与信業務を営む法人で、上記(a)から(c)に該当する会員の推薦を受けたもの

③利用目的

全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断

④個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内 1-3-1

上記代表者氏名は、以下のウェブページにおける「4. 個人データの共同利用について」-「(1) 官報情報の共同利用」-「D. 個人データの管理について責任を有する者の名称」に掲載しています。

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/privacy>

(3) 上記の個人情報は、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、当行が加盟する個人信用情報機関および同機関と連携する個人信用情報機関の加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。

(4) 上記の個人信用情報機関は以下のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当行では行えません）

①当行が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

TEL 03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>

TEL 0570-055-955

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

②同機関と提携する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター、(株)日本信用情報機構および(株)シー・アイ・シーは、相互に提携しております。

(株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

TEL 0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

4. 個人データの共同利用

当行ウェブサイト「個人情報のお取り扱いについて」の6. および6-2. 「個人データの共同利用（特定個人情報等は除きます）」に基づき、お客さまの個人情報に係る個人データの共同利用を行います。

5. 信用保証会社への情報提供

お客さまから当行に提出いただく借入申込書、金銭消費貸借契約証書、ローン契約書、手形等債権書類、および本件融資相談や申込時から本件融資契約成立に至るまでの間に、当行に提出いただく書面等（電磁的記録によるものを含む）から当行が取得する個人情報を含むお客さまに関する以下の情報は、保証委託先（以下、保証会社）における申し込みの受け付け、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案その他、お客さまとの取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社に提供されます。

①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申し込みにあたり提出いただく書面に記載のすべての情報

②当行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報

③当行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、お客さまの当行における取引情報および当行が保有する情報（過去のものを含む）

④延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報

⑤当行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

以上
(2024.03)

続いて「スターワンドクターズローン補足説明書（多目的ローン）」をご確認ください。

この説明書は、当行のスターワンドクターズローン（以下、「本ローン」といいます。）のご契約の際に、お客さまにご注意いただきたい点を特に重点的に説明したものです。重要書類ですので、必ずご一読のうえ、「契約同意内容」（スターワンドクターズローン（多目的ローン）用）の控えとともに大切に保管してください。

1. 適用金利について

(1) 適用金利

- ① 本ローンに対する適用金利（以下、「金利」といいます）は、初回金利変更日以降6ヵ月ごとの応当日に変更されます。
- ② 変更後の金利は、各金利変更日におけるスターワン住宅ローン基準金利（後記（2）ご参照）に「契約同意内容」にて約定した調整幅を加えた金利となります。当行は、各金利変更日後遅滞なく、変更後の利率、返済額に占める元本および利息額割合等を書面等でお客さまに通知するものとします。

(2) スターワン住宅ローン基準金利

- ① 当行が定める本ローンの基準金利であり、金利を固定する期間（以下、「固定期間」といいます）に応じて決まっています。この金利は主として対応する固定期間の市場金利の水準の変化に応じて変動します。
- ② 金利は、初回金利変更日に、変動金利型の基準金利の変動に応じて見直され、以後は6ヵ月ごとに見直されます。
- ③ スターワン住宅ローン基準金利は、店頭および当行のホームページにて公表していますのでご確認ください。

2. 金利変更時のご返済額について

- (1) 金利見直しにより基準金利が変わると、その翌月から毎月のご返済額が変わります。
- (2) 残りの融資期間の毎月のご返済額が一定となるように再計算されるため、毎月のご返済額に占める元本の返済額や利息の返済額も変わります。毎月のご返済額は、増える場合もあれば、減る場合もあります。
- (3) ご返済額は金利変更日に再計算されるため、基準金利が変わらない場合でも返済額が変わることがあります。

3. 返済額のお知らせ方法

- (1) 返済予定表（約定返済額の期限までの一覧表）は発行しません。それに代えて、毎月の取引明細書に、6ヵ月分の予定約定返済額を掲載してお知らせします。取引明細書は東京スターダイレクト（インターネットバンキング）でも確認することができます。
- (2) 適用金利の見直しおよびそれに伴う約定返済額の変更は、実際にその見直し日を経過してから取引明細書に反映されます。それまでの間は、変更前の返済額が取引明細書に表示されます。

4. 金利変動リスクについて

本ローンの基準金利は、見直しの都度上昇することもあれば、下降することもあります。金利が上昇すると、残り返済期間が長いほど返済額は大きく増加します。

（例）見直し前の金利2%で、見直し後の金利が上昇した場合、返済額の増加割合は次のようになります。（※金利が上昇し、残り返済期間の金利が不変の場合）

残り返済期間	10年
金利が3%に上昇した場合	約5%
金利が4%に上昇した場合	約10%
金利が5%に上昇した場合	約15%

5. 繰上返済について

- (1) お電話または東京スターダイレクト（インターネットバンキング）からお手続きいただけます。
- (2) 一部繰上返済については、期間短縮、返済額軽減のいずれの方法でも承ります。
- (3) お電話で一部繰上返済をお申し出の際は、100万円以上*にまとめていただくようお願いいたします。
*東京スターダイレクト（インターネットバンキング）からのお手続きに関しましてはお取り扱い金額の下限はありません。
- (4) 繰上返済手数料は無料です。
- (5) ボーナス返済がある場合、毎月返済部分、ボーナス返済部分のどちらに充当するかをお選びいただけます。繰上返済後のボーナス返済部分については、ローン残高全体の40%を超えない範囲でご指定ください。

6. 期限の利益（※）喪失について

※期限の利益：お客さまは、約定に定められた元利返済額のご返済をさせていただいている間は元本返済期日まで元金の返済をしなくて良いという利益（メリット）を持っています。

お客さまはご融資後定められた元利返済額を毎月の約定返済日にお支払いください。万一何等かの事情により毎月の元利返済額のお支払いが滞った場合、お借入残高全額を直ちにご返済いただくことがあり得ますので予めご了承ください。

他に下記に該当した場合にも全額をご返済いただくこととなりますので予めご了承ください。詳しくは契約同意内容および多目的ローン規定第4条をご参照ください。

- (1) 破産の手続き開始やご預金への差押、または行方不明等になったとき。
- (2) 本契約の約定に違反したとき、他の債務が延滞したとき等。

7. 事務手数料等

融資実行日にご融資金額に対して1.1%（税込）の事務手数料をお支払いいただけます。

8. 団体信用生命保険について（団体信用生命保険への加入を選択された場合はご確認ください）

- (1) 団体信用生命保険への加入を選択された場合は、下記の保険にお申し込みいただけます。

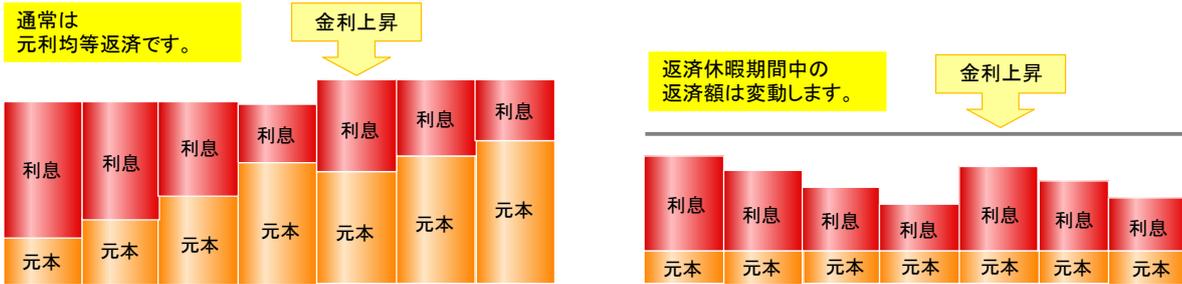
保険の種類	保険の内容
団体信用生命保険 （ワイド団信）	死亡・所定の高度障害状態になったとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときに、ローン残高に相当する保険金が支払われます。
がん保障特約付団体信用生命保険	死亡・所定の高度障害状態になったとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときだけでなく、がん（所定の悪性新生物）と診断確定された場合、ローン残高に相当する保険金が支払われます。
生活習慣病団体信用生命保険	死亡・所定の高度障害状態になったとき、または余命6ヵ月以内と判断されたときだけでなく、がん（所定の悪性新生物）と診断確定された場合、ローン残高に相当する保険金が支払

われます。なお、精神疾患を除く病気やケガで入院日数が連続して5日以上となった場合には、入院一時給付金として10万円（最大12回）、31日以上となった場合には、入院給付金として毎月の返済額相当額が支払われます（1入院5ヵ月分、最大36ヵ月まで）。また、所定の10種類の生活習慣病で、入院日数が継続して180日以上となった場合は、ローン残高に相当する保険金が支払われます。

- (2) 保険金・給付金請求の対象となられた場合は、お手続きが必要です。お早めに当行へご連絡ください。
→ご請求に必要な書類一式をお渡しします。別途、医師の診断書などが必要となる場合があります。
→申込書兼告知書に虚偽の内容を記入されていた場合、告知義務違反となり保険金・給付金が支払われない場合があります。
※その他の「保険金・給付金が支払われない場合」などについては「被保険者のしおり」をご確認ください。
- (3) 保険がついているから安心、と思っても、思わぬことで保険金・給付金が支払われない場合がございます。保険金・給付金が支払われない場合など、特に重要な事項について「被保険者のしおり」の契約概要や注意喚起情報に詳しく記載していますので、必ずお読みください。

9. 返済休暇について

(1) 返済休暇とは、次回返済日以降の予定ご返済額のうち元本部分のご返済額を最低1円まで減額することができる機能です（利息のご返済を減額することはできません）。



- (2) 返済休暇指定は、返済を延滞しているときには指定することができません。
- (3) 返済休暇指定の期間は、最長72ヵ月間です。6年間まとめて、もしくは何度かに分けて指定することができます。
- (4) 返済休暇を指定されると、返済期間は自動的に延びます。6ヵ月間指定をすると最終返済日が6ヵ月分延長します。ただし、ご契約時に決めいただいたこのローンのご契約期間を超えて延長することはできません。
- (5) ボーナス部分のご返済についても返済休暇指定ができます。
- (6) 返済休暇を途中で解除した場合、ご返済期間は返済休暇指定をしたときのまま延長した期間から戻りません。返済休暇ご利用後に返済期間を短くする場合は、期間短縮型一部繰上返済をご利用ください。
- (7) 返済休暇のご利用によるデメリットとして、ローン全期間中のご返済額の総額が多くなること、返済休暇分だけローンが延長となるためにローンの返済が長引き、早く完済できないことがあげられます。返済休暇のご利用によって信用情報登録機関に登録されたり、適用金利が高くなることはありません。

10. 記載事項の変更

本書記載の手数料、金利や返済額の通知手段、お取引方法などについては、将来変更されることがあります。その場合、書面等の方法によりご通知いたします。

以上
(2024.03)